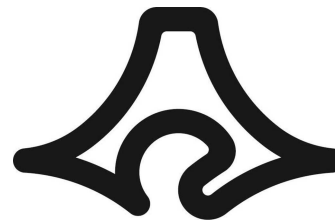


提供日 2024/12/17

タイトル 訴訟委任契約等に係る支出に関する住民監査請求の監査結果

担当 監査委員事務局監査課監査班

連絡先 TEL 054-221-2927



(要旨)

令和6年10月17日に受け付けた「訴訟委任契約等に係る支出」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、一部を棄却、一部を却下することを決定し、12月16日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

訴訟委任契約等に係る支出に関する住民監査請求

2 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

3 監査対象機関

静岡県経営管理部法務課  
静岡県経営管理部資産経営課  
静岡県出納局集中化推進課

4 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :

静岡県経営管理部財務局資産経営課及び法務課

※顧問弁護士の選定には、法務課も関わっている。また、法務課は訴訟が提起された場合には、全ての文書を受け取っており、この度の問題ある文書に気づくことは、十分にできた。法務課も文書の検証をしなければならない立場に違いない。

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和6年2月16日

金 407,000円

訴訟委任契約に基づく報酬額を支出した。

その前提として、顧問契約が存在する。顧問契約は、年間1,430,000円である。令和6年4月、令和5年10月に半金ずつ支払われている。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

原告が、口頭弁論という裁判長も立ち会う場で、謝罪し、訂正し、文書まで提出した内容について、それをそのまま、訂正前のものを持ち出して、文書を作成し、裁判において提出した。その行為が、とても専門職業家として期待される業務には及ばず、契約の不履行であり、違法及び不当である。現時点(令和6年10月17日)においても、この文書が訂正された事実は存在しない。

また、顧問契約も、正当な手続きや適正な評価の上で、顧問契約が結ばれたのか、疑念を抱かざるを得ない。支出が違法及び不当である。

算定された報酬額そのものについては、違法ではないと考えている。

**その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:**

支払った金が、最小の経費で最大の効果を発揮していない。訂正が必要ならば、正されなければならない等、弁護士ができないとすれば、裁判も不利になる。無駄よりもひどい金の支出となった。静岡県にとっての損害である。

裁判長の心証を害し、裁判が不利に進行させ、静岡県に損害を与えた

**どのような措置を請求するのか。:**

静岡県の顧問弁護士や案件ごとの弁護士との契約を見直すこと。

顧問弁護士の選定方法を見直すこと。

契約した弁護士が、適法に、適切に業務を遂行しているか、審査、評価、検証する仕組みを作ること。

弁護士が多数存在する中で、有能な弁護士が、静岡県の顧問弁護士に成りたがらないとするなら、その理由は何なのか、その原因を特定し、解決することは、静岡県にのみ課せられた使命であり、その使命を果たすこと。

上記において、前例踏襲を排すること。

## **5 監査結果**

本件措置請求のうち訴訟委任契約に係る請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず棄却し、顧問契約に係る請求については、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たさないため、地方自治法第242条に定める住民監査請求として不適法であり却下する。

### 1 主な判断根拠

#### (1) 訴訟委任契約に係る請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

令和6年1月22日に締結した訴訟委任契約書において、静岡県は、請求人を原告とし静岡県知事を被告とする静岡地方裁判所令和5年（行ウ）第29号公金返納等請求事件に関する一切の事項の処理をA弁護士に委任しているが、A弁護士は当該裁判における口頭弁論への出廷や裁判所に提出する書類の作成等、訴訟委任契約に基づく委任事項を履行していることが認められる。また、請求人が主張する裁判所への提出書類の誤りについても、誤りであったか否かについて断定はできないが、仮に記載が誤りであったとしても軽微な誤記に過ぎず、当該誤記によって請求人が主張するように裁判長の心証を害し裁判で県が不利になるとは考え難く、当該誤記により訴訟委任契約に基づく報酬の支出が違法・不当となるものではない。

#### (2) 顧問契約に係る請求については、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たさない。

請求人は、令和5年10月及び令和6年4月に支払われた顧問契約に係る弁護士の報酬の支出について違法性・不当性を指摘しているが、請求人が主張している違法・不当とする理由は、顧問契約とは別の契約におけるものであり、顧問契約の締結や履行とは直接関係はなく、顧問契約に係る弁護士の選任や報酬の支出を違法・不当とする理由にはなり得ない。

したがって、本件顧問契約に関する措置請求は、財務会計上の行為等の違法性又は不当性について、具体的な理由が摘示されたものと判断することはできないことから、不適法な請求と言わざるを得ない。

### 2 結論

以上のことから、本件措置請求のうち訴訟委任契約に係る請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず棄却し、顧問契約に係る請求については、地方自治法第242条第1項に定める要件を満たさないため、地方自治法第242条に定める住民監査請求として不適法であり却下する。